

子ども達にとって望ましい教育環境を
確保するために

～ 原小学校の学校規模適正化 ～

令和7年8月5日 廿日市市教育委員会

本日の会議内容

◆ 説明

- 1 「廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に関する基本方針」について
- 2 児童生徒数の推移
- 3 大まかな検討の流れ

◆ 協議

- 1 保護者・地域住民を対象とした説明会
- 2 今後の検討体制と進め方

1 「廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に関する基本方針」について

義務教育を行う上で望ましい教育環境

【小・中学校の役割】

- 知識・技能を習得させる。
- 集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで資質・能力を伸ばしていく。



一定の集団規模が確保されていること
が望ましい

基本方針を定めた目的

急速な少子化や人口減少、宅地開発などにより、各学校の児童生徒数が変化している中で、市立小・中学校で学ぶ子ども達にとって望ましい教育環境を確保していくため

学校規模の違いによる教育面への影響

規模が小さな学校

◆ メリット

- ・ 家庭的な雰囲気をつくりやすい
- ・ きめ細かな指導が可能
- ・ 個々の活躍の場面が増加
- ・ 施設や設備について余裕をもった利用が可能
- ・ 教職員間の意思疎通・共通理解が容易

学校規模の違いによる教育面への影響

規模が小さな学校

◆ デメリット

- ・ 多様な意見が出にくく、お互いの考えを深めにくい
- ・ 多様な人間関係に接する機会が不足
- ・ 人間関係の改善を図りにくい
- ・ 一定の集団規模が必要な学習が困難

学校規模の違いによる教育面への影響

規模が小さな学校

◆ デメリット

- ・ 選択肢が限られ、活動が限定的
- ・ 教職員一人当たりの業務負担が増大
- ・ 複式学級では学習活動への制約が発生
- ・ 児童生徒の評価が固定化

学校規模適正化の基本方針①

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒の教育環境を改善し、学校教育の目的・目標を効果的に達成していくという観点を中心に据えて取り組みます。
- (2) 求められる教育内容や、地域・地区におけるまちづくり活動などとの関係を考慮した上で保護者や地域住民などと共通理解を図りながら、学校規模適正化の適否を検討します。

学校規模適正化の基本方針②

2 学校規模適正化の検討対象

- (1) 複式学級が存在する学校
- (2) 複式学級の改善・解消のための教職員加算の対象となっている学校
- (3) 複式学級が生じる可能性がある学校
- (4) 学校運営協議会から、学校規模適正化の検討・実施に係る意見があった学校

学校規模適正化の基本方針②

【参考】

「広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準」で、次のとおり定められています。

区 分	小学校		中学校
単式学級		35人	40人
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	
特別支援学級		8人	8人

※1 中学校の単式学級は、令和8年度以降、第1学年から順次35人／学級に引き下げられる見込みです。

※2 小学校は変則複式及び飛び複式学級の、中学校は複式学級の解消が求められています。

学校規模適正化の基本方針③

3 学校規模適正化の方法

- (1) 小規模特認校としての指定と特色ある教育の一体的な実施

学校規模適正化の基本方針③

◆ 小規模特認校制とは

- ・ 通学区域に関係なく、市内のどこからでも入学可能とする制度
- ・ 制度を導入する学校は、市教育委員会において指定
- ・ 制度を運用する際は、児童生徒数や空き教室などの状況を踏まえた上で募集定員を設定

学校規模適正化の基本方針③

◆ 小規模特認校制を導入する際のポイント

他の地域・地区の子ども達を受け入れるという意識のもと

- ① 地域に根ざした、特色ある教育活動を展開
- ② 保護者や地域住民の受入れ態勢を整える
- ③ 上記①、②を持続していく

学校規模適正化の基本方針③

3 学校規模適正化の方法

- (1) 小規模特認校としての指定と特色ある教育の一体的な実施
- (2) 上記(1)では複式学級の解消が見込めないときなどは、次のいずれかの方法を検討します。
 - ア 近隣の学校との統廃合
 - イ 通学区域の変更
 - ウ 小中一貫教育推進校等の設置

学校規模適正化の基本方針④

4 学校規模適正化の検討体制

- ・ 学校運営協議会において、学校規模の適正化に向けた検討を行うことを基本とします。
- ・ 学校運営協議会での検討が馴染まないと判断したときは、別に組織を立ち上げて検討します。
- ・ 最終的な判断は、上記の体制により検討した結果を尊重しつつ、教育委員会が行います。

学校規模適正化の基本方針⑤

5 学校規模適正化に当たっての留意点

- (1) 小学校の学校規模適正化(小規模特認校の指定を除く)は、中学校区単位での検討を基本とします。ただし、中学校区内に小学校が1校しか無いときは、校区を越えて検討します。
- (2) 通学路の見直しが必要な場合、交通量、人通りなどを考慮した上で新たなルートを指定します。
- (3) 小規模特認校に位置付ける場合、児童生徒・保護者、地域住民、学校の連携・協力のもと、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活性化の促進と、効果的な学校の魅力発信に取り組みます。

学校規模適正化の基本方針⑤

5 学校規模適正化に当たっての留意点

- (4) 統廃合する場合、事前準備、統合前の児童生徒の交流などに十分に配慮するとともに、学習面・精神面に配慮した体制づくりに努めます。また、統合される学校の児童生徒及び保護者の負担を軽減するため、学校指定用品の継続利用、遠距離通学者への支援などを検討します。
- (5) 統廃合に伴う学校跡地の活用策は、地域住民と協議することとし、必要性やコスト面(イニシャル・ランニング)、維持管理方法などを総合的に勘案して決定します。
- (6) 学校規模適正化に向けた方法を導入した後も、適時、保護者、地域住民、学校との協議の場を設けて導入効果を検証していきます。

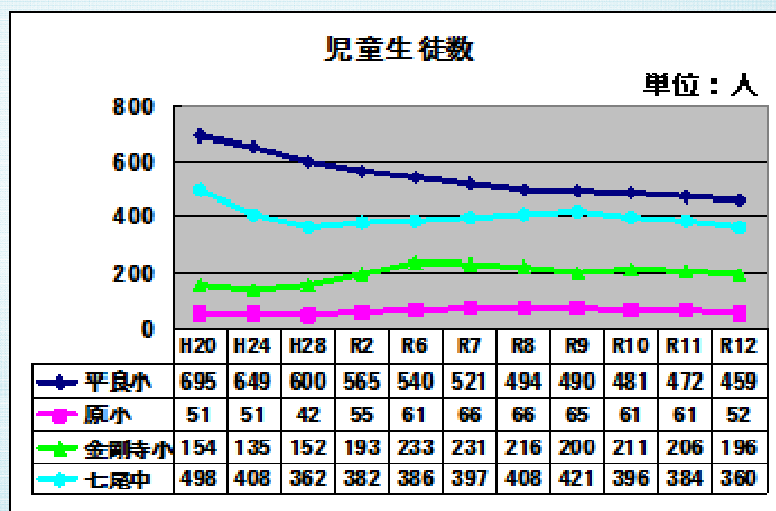
児童生徒数の増加に伴う教育環境の改善

- ・ 児童生徒数が増加し、教育環境の改善が必要となった場合は、仮設校舎の建設又は校舎の増築により対応することを基本とします。
- ・ これらの方法で対応できないときは、保護者や地域住民などとともに、通学区域の変更について検討します。

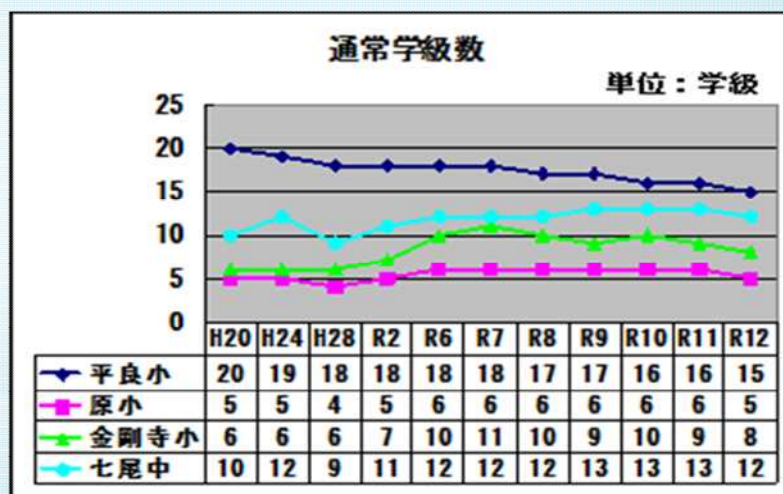
2 児童生徒数の推移

(令和7年5月1日時点)

七尾中学校区の児童生徒数の推移（全体）



七尾中学校区の通常学級数の推移



原小学校の通常学級の児童数見込み

(人)

	計	6年	5年	4年	3年	2年	1年	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
R7	60	10	7	10	10	12	11	11	7	7	11	4
R8	61	7	10	10	12	11	11	7	7	11	4	
R9	61	10	10	12	11	11	7	7	11	4		
R10	58	10	12	11	11	7	7	11	4			
R11	59	12	11	11	7	7	11	4				
R12	51	11	11	7	7	11	4					

※ 橙色の網掛け部分が複式学級です。

本日、協議したいこと

- ◆ 保護者・地域住民を対象とした説明会
 - ・ 開催の方法(一括 or 対象者毎)
 - ・ 開催場所
 - ・ 開催日時
 - ・ 対象者への周知方法
- ◆ 今後の検討体制と進め方